

「子どもを育てるならさつま町で」の創造

■平成21年度から多子世帯の保育料を軽減します。

さつま町では、子育て支援策として、新しく平成21年度から満18歳未満の児童を3人以上養育している世帯（多子世帯）で、第3子以降（年長者から3人目以降）に該当する児童の保育料を次のとおり軽減いたします。

◇保育所多子世帯保育料等軽減事業

(1) 該当児童の要件

- ① 保育所に入所している児童。
- ② 満18歳未満の児童（ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。）を3人以上養育している世帯で、第3子以降の（年長者から3人目以降に該当する）児童。
- ③ 前年分の所得税額が4万円未満（住宅取得控除前の所得税額）の世帯に属する児童。

(2) 軽減額

- ① (1)の要件を満たした世帯で、1人入所または2人以上同時入所の1人目・・・例1 現保育料の1/3を軽減し、2/3の負担額となります。
- ② (1)の要件を満たした世帯で、

2人以上同時入所における2人目・・・例2 現保育料（保育料の1/2）を更に1/2を軽減し、1/4の負担額となります。

前年分の所得税額が40,000円未満の世帯を例にとると
第3子目の保育料は以下のようになります。

区 分			これまでの保育料	軽減後の保育料
例1	第1・2子は小学生 第3子は保育所に入所	第3子が 該当する 場合	20,500円 (全額負担)	13,670円 (2/3負担)
例2	第1子は小学生 第2・3子は保育所に入所		10,250円 (1/2負担)	5,120円 (1/4負担)
例3	3人とも保育所に入所		0円 (無料)	0円 (無料)

※保育所多子世帯保育料等軽減事業は、22年3月までは現行の保育料を支払っていたが、22年4月に21年度分の軽減額について、該当の世帯から申請していただき、還付金としてお返しいたします。該当する世帯については、時期が来ましたら通知いたします。

子育て応援



元気に「かけっこ」する園児（つるだ同朋保育園）

子ども健やか商品券を販売します！

5千円で千円、一万円で二千元の得々商品券！

子育て支援と地域経済の活性化策として、0歳児から中学生までの子どもさんのいる世帯に対し、1人当たり1万円を限度に2割増し付きのプレミアム付商品券を販売します。

◇商品券の購入対象者

平成21年11月10日現在、町内に住所を有し、中学生以下の子どものさんのいる世帯主を対象とします。商品券は1枚500円券で、5千円で12枚つづりの1セット（6千円分）となります。子どもさん1人につき2セット（商品券1万円（1万2千円分））までの購入ができます。

◇商品券の販売期間及び販売所

平成21年12月1日（火）から平成22年3月15日（月）まで役場福祉課子育て支援係・鶴田総合支所福祉介護係・薩摩総合支所福祉介護係で販売します。

◇商品券の使用期間

商品券は、平成21年12月1日（火）から平成22年3月15日（月）まで、町内の商工会員事業所および子ども健やか商品券取扱登録店でご利用いただけます。

◇商品券の購入方法

対象となる世帯主には、11月中旬に商品券購入引き換え葉書で通知します。

商品券を購入するには、商品券購入引き換え葉書と世帯主の本人確認ができるもの（免許証など）をお持ちください。

子育て応援

■出産育児一時金の支給額が引き上げられます。

平成21年10月1日から出産育児一時金を4万円引き上げ、産科医療補償制度に加入している病院などで分娩した場合、出産育児一時金は38万円から42万円に引き上げられます。また、これと共に原則として出産育児一時金は直接病院などへ支払われるような仕組みに変更され、手元に現金がなくても安心して出産できるように改善されます。

なお、これらの措置は、平成21年10月から平成23年3月31日までの暫定措置として実施されます。

■問い合わせ先 健康増進課保険係（内線2141）

「地域づくり活性化計画」の策定に向けて

地域活性化対策を進めていくうえで、新たな地域ビジョン（将来像）づくりを進めます。

「地域元氣再生に向けて」

■策定の目的

過疎化や少子・高齢化が急速に進み、近い将来、集落の組織や環境の維持、地域活動の推進力の低下が懸念されています。自分たちの住む地域が、将来においても活力を維持し、または、元気を再生して住みよい地域づくりに努めることが重要です。

そのため地域の将来あるべき「むらのかたち」を描き、地域住民が協働して地域づくりを進めていくための目標となる新たな地域ビジョンとして、「地域づくり活性化計画」を策定します。

■計画の内容

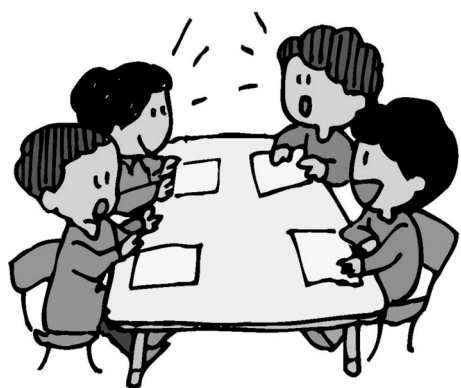
これまで県農村振興運動において、農業・農村分野を中心とした「むらづくり活性化計画書」を各区公民館単位で5年を計画期間として策定してきましたが、これを福祉や健康増進、環境、安心安全など地域に必要な分野を含め、「地域づくり」全般の計画に見直していきます。

■策定の進め方

各地区の「むらづくり活性化計画」の見直し時期に概ねあわせ、平成21年度と22年度において策定を行います。21年度は4地区を、22年度は16地区を予定しています。また、行政においては、「地域担当職員」を配置しながら、地域と一緒に進めます。

■問い合わせ先

企画広報課企画振興係
（内線2222）



地域元氣再生事業を創設

▽提案公募型補助事業

現在、地域活動支援事業では、区公民館単位を事業主体として、地域の創意工夫による取り組みを進めていただいておりますが、今回、公民会などやボランティア団体が主に社会的な役割を担うような事業、例えば、地域見守り支援などについて、提案公募による補助事業を始めます。

対象となる事業主体は、公民会及び公民会内で組織する公共的団体を含む団体で、例えば、青壮年部、女性部、高齢者クラブ、PTA子供会、保存会やボランティア団体などが対象となります。

提案事業の内容によって採択し、補助金の上限は20万円を予定しています。

※公民会などの対象団体には、改めて通知いたします。

■問い合わせ先

企画広報課企画振興係
（内線2222）